

高浜原発訴訟

写真は朝日新聞 12 月 25 日朝刊掲載の関西電力高浜原発の位置図だ。30 キロ圏には京都府や滋賀県も含まれ、100 キロ圏になると、京都市や大阪市、それに神戸市を含む兵庫県、岐阜県に広がる。なんとと言っても、「関西の水がめ」琵琶湖がすっぽり入る。福島のような原発事故が起こったら、考えただけで恐ろしくなる。こんなことが、裁判所には分からないらしい。



同日社説から一まるで福島原発事故以前の司法に逆戻りしたかのようだ。福井地裁がきのう、関西電力高浜原発 3、4 号機の再稼働を禁じた 4 月の同地裁の仮処分決定を取り消した。新規制基準について、4 月の決定は「緩やかに過ぎ、適合しても原発の安全性は確保されない」と断じていた。だが今回は「高度の専門性、独立性を有する原子力規制委員会が審査する新規制基準の枠組みには合理性がある」とし、規制委の審査についても「判断に不合理な点はない」と結論づけた。----- 4 月の決定は 05 年以降、4 つの原発に 5 回も耐震設計の目安となる基準地震動を超える地震が来たことや、使用済み核燃料プールの設備も堅固でない指摘した。これらの点も今回の決定は「危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理されている」と述べた。原子力専門家の知見を尊重し、安全審査に見過ごせないほどの落ち度がない限り、司法は専門技術的な判断には踏み込まない。92 年、四国電力伊方原発訴訟で最高裁が示した判例だ。今回の決定は、この考えを踏襲したといえる。だがこの枠組みで司法が判断を避け続ける中で、福島事故が起きたのではなかったか。原発はひとたび大事故を起こせば広範囲に長期間、計り知れない被害をもたらす。専門知に判断を委ね、深刻な事故はめったに起きないという前提に立ったかのような今回の決定は、想定外の事故は起こり得るという視点に欠けている。「3・11」後の原発のあり方を考える上で大切な論点だったはずだ。---- 電力会社は原発再稼働の同意を得る地元の範囲を県と原発立地自治体に限っている。高浜原発の 30 キロ圏内には、京都や滋賀も含まれる。同意を得る範囲は見直すべきだ。福井県に多くの原発が集まる集中立地のリスクについても、議論は不十分だ。政府も電力会社も、これらの問題点を置き去りにしたまま再稼働に突き進むことは許されない。

今回の判決は、もらいたくない「クリスマスプレゼント」だ。4 月に差止めを求めた樋口裁判長は、名古屋家庭裁判所に移動した。とりわけ原発訴訟については、裁判所の「人事政策」は露骨である。司法も危機的状況だ。 (2015 年 12 月 28 日)